

諸規程管理規則

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
平成21年 3月24日制定
平成21年12月10日改正

(目的)

第1条 この規則は、当協会の諸規程（各種定めを総称をいい、以下「諸規程」という。）の分類とその制定、改廃その他必要な事項について定め、諸規程の体系的整備と適正な管理を達成し、併せて業務運営の透明性を確保し、もって当協会の適正かつ合理的な運営を図ることを目的とする。

(制定方針)

第2条 諸規程は、法令及び他の諸規程との整合性に留意して制定する。

(諸規程の管理)

第3条 専務理事は諸規程の管理を統括する。

2 事務局長は、諸規程を総合的に統制する。

3 総務部長は、諸規程を管理する。

4 各部署の長は、諸規程を遵守し、常に、所管する業務が適正に実施されるよう努めるものとする。

(諸規程の分類及び制定・改廃手続き)

第4条 諸規程は、定款、規則、規程、その他の4分類とし、次の各号に規定する制定・改廃の手続きによる。

(1) 「定款」の制定・改廃は、理事会及び評議員会の議を経て行う

(2) 「規則」の制定・改廃は、理事会及び評議員会の議を経て行う

(3) 「規程」の制定・改廃は、原則、当協会事務局の常設機関である常勤理事会の議を経て、専務理事の決裁をもって行う

(4) その他、「内規」、「基準」、「覚書」など、規則・規程の名称を使用しない運用に関する諸事項に関する定めは、専務理事の決裁を経て行う

(制定・改廃手続きの例外)

第5条 規程の重要性に鑑み、前条(3)及び(4)の定めに拘わらず、理事会及び評議員会の議を経て承認を要する場合は、次の通りとする。

(1) 法令に基づいて定める規程の改廃

① 「再商品化業務規程」(平成8年12月16日制定) <根拠法令：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)>

② 「個人情報保護規程」(平成17年3月25日制定) <根拠法令：個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)>

③ 「公益通報者保護に関する規程」(平成18年3月27日制定) <根拠法令：公益通報者保護法(平成16年法律第122号)>

- (2) 組織運営の根幹に係る財務・経理に関する規程
 - ① 「資産運用規程」(平成20年3月27日制定)の改廃
 - ② 「会計処理規程」(平成8年10月15日制定)の改廃
 - (3) 「役員区分に基づく報酬等基準」(平成21年3月24日制定)の改廃
 - (4) 前記(1)～(3)に相当する規程の新たな制定
- 2 前項(4)に係る規程を新規に制定する場合には、この規則を一部改正し本条第1項に当該規程の名称等を追記することとする。
- 3 「役員区分に基づく報酬等基準」の関連規程である「常勤理事報酬規程」(平成8年12月10日制定)の改廃については、本条第1項の定めに基づかず、理事会の議を経て承認することができる。

(諸規程の周知と管理)

- 第6条 この規則第4条及び第5条に定める手続きが行われたときは、事務局長は、役職員に対してその内容を通知し、当協会内部の情報システムにより役職員が知り得る状態にしておくとともに、諸規程管理の責任者である総務部長に対して、必要に応じて説明会の場を設ける等役職員への周知徹底を指示する。
- 2 当協会の諸規程の一覧は、別表のとおりであり、制定・改廃の都度、総務部において更新・管理する。

(改廃)

- 第7条 この規則の改廃は、この規則第4条の規定に基づき行う。

(委任)

- 第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、専務理事がその都度定める。

付則

- 1 この規則は、平成21年3月24日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、当協会の諸規程の制定・改廃に関する手続き規定は削除し、以降の諸規程の制定・改廃に関する手続きは、この規則第4条及び第5条の定めによる。

付 則

- 1 この規則は、平成21年12月10日から実施する。
- 2 今回の改正による第5条(制定・改廃手続きの例外)第1項の条文中、“及び評議員会”については、当協会が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める新法人格取得後の設立登記の日から適用する。それまでの間は、評議員会の議を経ることなく、理事会の議を経て承認することができる。